



栃木県公報

平成31(2019)年
3月29日(金)
号 外
第 16 号

目 次

規 則	
○栃木県屋外広告物条例施行規則の一部改正	1
告 示	
○栃木県屋外広告物条例施行規則第九条第二項第二号及び第十条第二項第二号の規定により知事が別に定める者を定める告示	12
○都市計画事業計画の変更認可	12
○同	13
訓 令	
○栃木県危機管理のための宿日直に関する規程の一部改正	14
○栃木県統計調査調整規程の一部改正	15
合 同 訓 令	
○栃木県広聴及び広報事務運営規程の一部改正	15
企 業 局	
○栃木県企業局行政財産使用料規程の一部改正	16
○栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正	17
○栃木県企業局職員安全衛生管理規程の一部改正	20

規 則

栃木県規則第二十五号

栃木県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 栃木県屋外広告物条例施行規則（平成十一年栃木県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（許可の申請等）</p> <p>第八条 条例第五条、第八条第四項から第六項まで又は第九条第二項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（別記様式第二号）正副二部に次に掲げる書類（第十四条各号に掲げる広告物（車両に表示される広告物を除く。）又は掲出物件に係る許可を受けようとする者にあつては、第四号に掲げる書類を除く。）を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>一〜四 略</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">（許可の申請等）</p> <p>第八条 条例第五条、第八条第四項から第六項まで又は第九条第二項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（別記様式第二号）正副二部に次に掲げる書類</p> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <p style="text-align: right;">を</p> <p>添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>一〜四 略</p> <p>2 略</p>

第十条 条例第十四条第一項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物変更許可申請書（別記様式第四号）正副二部に次に掲げる書類（第十四条各号に掲げる広告物（のぼり旗（自己の営業所等に表示し、又は設置するものに限る。）及び車両に表示される広告物を除く。）又は掲出物件に係る許可を受けようとする者にあつては、第四号及び第五号に掲げる書類を、同条第二号ののぼり旗（自己の営業所等に表示し、又は設置するものに限る。）に係る許可を受けようとする者にあつては第四号に掲げる書類を除く。）を添付して、知事に提出しなければならない。

一〜五 略

2 略

第十条 条例第十四条第一項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物変更許可申請書（別記様式第四号）正副二部に次に掲げる書類（第十四条各号に掲げる広告物（のぼり旗（自己の営業所等に表示し、又は設置するものに限る。）及び車両に表示される広告物を除く。）又は掲出物件に係る許可を受けようとする者にあつては、第五号に掲げる書類を

除く。）を

添付して、知事に提出しなければならない。

一〜五 略

2 略

別記様式第二号及び別記様式第四号中「資格を証する書面」の次に「（栃木県屋外広告物条例施行規則第14条各号に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を受けようとする場合を除く。）」を加える。
別記様式第十一号を次のように改める。

別記様式第11号（第17条関係）

（第1面）

栃木県収入証紙貼付欄（消印はしないこと。）

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

㊞

（法人にあつては、商号又は名称及び代表者の氏名）

電話番号（

）

担 当 者（

）

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、栃木県屋外広告物条例第25条第1項又は第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

登録の種類	新規	※登録番号	栃木県屋外広告業登録 第 号
	更新	※登録年月日	年 月 日
		※登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
ふりがな 氏名 及び生年月日 〔法人にあつては商号 又は名称、代表者の 氏名及び生年月日〕	生年月日 年 月 日生 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住 所 （法人にあつては主たる 事務所の所在地）	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -		
主たる業務の内容			

下記の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄					手数料

(第2面)

1 栃木県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	ふりがな 営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)	電 話 番 号	
2 業務主任者の氏名、資格及び所属する営業所の名称	所属営業所名	ふりがな 業務主任者の氏名	資格名及び 交付番号等	摘 要
3 法人である場合の役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。) の職名及び氏名	職 名		ふ り が な 氏 名	
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所	ふ り が な 氏 名 及 び 生 年 月 日 〔法人にあつては 商号又は名称、 代表者の氏名 及び生年月日〕	生年月日 年 月 日生 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
	住 所 (法人にあつては 主たる事務所の 所在地)	郵便番号 () 電話番号 () -		

（第3面）

5 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職 名		ふ り が な 氏 名	
6 他の地方公共団体における登録	登録を受けた地方公共団体名	登録・特例届出の別	登録（届出）年 月 日	登録（届出）番号
		登 録 特例届出		
7 所属する屋外広告業の事業者団体				
添 付 書 類	1 登録申請者（法人の役員及び未成年者の法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。）を含む。）が条例第26条の3第1項各号のいずれにも該当しない者である旨の誓約書 2 業務主任者が条例第28条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面 3 登録申請者（法人の役員及び未成年者の法定代理人を含む。）の略歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面 4 登録申請者又は未成年者の法定代理人が法人である場合には、登記事項証明書			

備考

- 1 ※印のある欄には、初回登録の場合、記入しないこと。
- 2 「新規 更新」、「法人・個人の別」及び「登録・特例届出の別」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
- 3 「栃木県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地」欄には、栃木県の区域内で屋外広告業を行う営業所を全て記入すること。
- 4 業務主任者の「資格名及び交付番号等」欄には、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能士等の別及び交付番号等を記入すること。
- 5 「他の地方公共団体における登録」欄は、既に他の地方公共団体の登録を受けている場合には、全て記入すること。

別記様式第十六号を次のように改める。

(裏)

5 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称			
変更理由			

備考 「法人・個人の別」及び「変更に係る事項」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。

下記の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄				

除く。)を添付して、知事に提出しなければならない。

一 四 略

五 点検後に当該広告物又は掲出物件を撮影した写真(点検により異常が認められた広告物又は掲出物件にあつては、補修後に当該箇所を撮影したものを含む。)

六 次項の規定により点検を行った者が同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

七 屋外広告物安全点検報告書 (別記様式第三号の三)

2 前項の場合において、同項第七号に掲げる書類は、同項の屋外広告物変更許可申請書を提出する日前三月以内に次の各号のいずれかに該当する者が点検を行い、作成したものでなければならない。

一 条例第二十八条第一項各号のいずれかに該当する者

二 前号に掲げる者と同等以上の点検に関する知識を有するものとして知事が別に定める者

3 前二項の規定にかかわらず、条例第十四条第一項の規定により車両に表示される広告物について許可を受けようとする者は、屋外広告物変更許可申請書(車両広告物用) (別記様式第四号の二)正副二部に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一・二 略

表示し、又は設置するものに限る。)に係る許可を受けようとする者にあつては第四号に掲げる書類を除く。)を添付して、知事に提出しなければならない。

一 四 略

五 屋外広告物自己点検結果確認書 (別記様式第三号の三)

2 前項の規定にかかわらず、条例第十四条第一項の規定により車両に表示される広告物について許可を受けようとする者は、屋外広告物変更許可申請書(車両広告物用) (別記様式第四号の二)正副二部に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一・二 略

別記様式第三号中 「1 広告物又は掲出物件の写真
2 屋外広告物自己点検結果確認書(栃木県屋外広告物条例施行規則第14条各号に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を受けようとする場合を除く。)

を
」

「1 点検後に広告物又は掲出物件を撮影した写真(点検により異常が認められた広告物又は掲出物件にあつては、補修後に当該箇所を撮影したものを含む。)

2 点検を行った者が栃木県屋外広告物条例施行規則第9条第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面(栃木県屋外広告物条例施行規則第14条各号に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を受けようとする場合を除く。)

3 屋外広告物安全点検報告書(栃木県屋外広告物条例施行規則第14条各号に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を受けようとする場合を除く。)」

別記様式第三号の三を次のように改める。

別記様式第3号の3(第9条、第10条関係)

屋外広告物安全点検報告書

広告物の種類			
設置場所			
設置年月日	年 月 日	許可番号	第 号
点検実施日	年 月 日		
点検箇所	点 検 項 目	異常の有・無	補 修 の 概 要
上基 部礎 構部 造・	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有・無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きの隙間、支柱ぐらつき	有・無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有・無	
支 持 部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有・無	
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	有・無	
取 付 部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有・無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有・無	
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有・無	
広 告 板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有・無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有・無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有・無	
装 照 明	1 照明装置の不点灯、不発光	有・無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有・無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有・無	
そ の 他	1 附属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品)の腐食、破損	有・無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有・無	
	3 その他点検した事項()	有・無	

上記のとおり点検結果を報告します。

年 月 日

点検者 住 所

氏 名

電 話 ()

備考 広告物の種類により、該当する点検箇所及び点検項目がない場合は、「補修の概要」欄に斜線を引くこと。

「5 屋外広告物自己点検結果確認書（栃木県屋外広告物条例施行規則第14条別記様式第四号中 各号に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を受けようとする場合を除く。）

「5 点検後に広告物又は掲出物件を撮影した写真（点検により異常が認められた広告物又は掲出物件にあつては、補修後に当該箇所を撮影したものを含む。）

6 点検を行った者が栃木県屋外広告物条例施行規則第10条第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面（栃木県屋外広告物条例施行規則第14条各号に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を受けようとする場合を除く。）

7 屋外広告物安全点検報告書（栃木県屋外広告物条例施行規則第14条各号に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を受けようとする場合を除く。）」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第二項の規定は、同年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定による改正後の栃木県屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）第九条第一項及び第十条第一項の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規則第九条第一項第一号に規定する点検を行い、栃木県屋外広告物条例（昭和三十九年栃木県条例第六十四号。以下「条例」という。）第十三条第三項又は第十四条第一項の規定により許可の申請をする者の当該申請に係る申請書並びにこれに添付すべき写真及び書類について適用し、施行日前に第二条の規定による改正前の栃木県屋外広告物条例施行規則第九条第一項第二号又は第十条第一項第五号の屋外広告物自己点検結果確認書に係る点検（条例第十三条第三項又は第十四条第一項の規定により許可の申請をする者が当該申請に係る申請書並びにこれに添付すべき写真及び書類を提出する日前三月以内に行つたものに限る。）を行い、施行日以後に条例第十三条第三項又は第十四条第一項の規定により許可の申請をする者の当該申請に係る申請書並びにこれに添付すべき写真及び書類については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に第一条の規定による改正前の栃木県屋外広告物条例施行規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するもの限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

（都市計画課）

告 示

栃木県告示第百六十七号

栃木県屋外広告物条例施行規則（平成十一年栃木県規則第四十六号。以下「規則」という。）第九条第二項第二号及び第十条第二項第二号の規定により知事が別に定める者を定めたので、次のとおり告示し、平成三十一年十月一日から適用する。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

規則第九条第二項第二号及び第十条第二項第二号の規定により知事が別に定める者は、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会又は公益社団法人日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習を修了した者とする。

（都市計画課）

栃木県告示第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和33年建設省告示第907号宇都宮都市計画下水道事業宇都宮市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成31 (2019) 年3月29日

栃木県知事 福田 富一

- 1 施行者の名称
宇都宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇都宮都市計画下水道事業宇都宮市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和33（1958）年3月31日～平成34（2022）年3月31日
- 4 事業地

(1) 収用の部分

昭和33年建設省告示第907号、昭和35年建設省告示第1900号、昭和40年建設省告示第352号、昭和40年建設省告示第3197号、昭和42年建設省告示第1046号、昭和42年建設省告示第2979号、昭和44年建設省告示第1363号、昭和44年栃木県告示第722号、昭和45年栃木県告示第226号、昭和45年栃木県告示第748号、昭和47年栃木県告示第639号、昭和48年栃木県告示第532号、昭和49年栃木県告示第436号、昭和56年栃木県告示第395号、昭和57年栃木県告示第1228号、昭和57年栃木県告示第1203号、昭和59年栃木県告示第568号、昭和60年栃木県告示第677号、昭和62年栃木県告示第420号、昭和63年栃木県告示第748号、平成元年栃木県告示第805号、平成2年栃木県告示第638号、平成3年栃木県告示第208号、平成6年栃木県告示第808号、平成7年栃木県告示第202号、平成8年栃木県告示第206号、平成10年栃木県告示第127号、平成10年栃木県告示第502号、平成12年栃木県告示第121号、平成12年栃木県告示第681号、平成13年栃木県告示第489号、平成13年栃木県告示第122号、平成13年栃木県告示第679号、平成15年栃木県告示第424号、平成16年栃木県告示第88号、平成16年栃木県告示第219号、平成18年栃木県告示第292号、平成19年栃木県告示第305号、平成21年栃木県告示第169号、平成25年栃木県告示第156号、平成28年栃木県告示第640号及び平成29年栃木県告示第159号の事業地から栃木県宇都宮市芦沼町、石井町、今宮2丁目、インターパーク6丁目、川田町、清原工業団地、清原台6丁目、駒生町、下岡本町、下河原1丁目、下栗町、下小倉町、宝井町、竹林町、鶴田町、戸祭町、中里町、中岡本町、西川田町、宮原3丁目、茂原町、屋板町並びにゆいの杜1丁目及び8丁目地内を除きすべて削る。

(2) 使用の部分

昭和33年建設省告示第907号、昭和35年建設省告示第1900号、昭和40年建設省告示第352号、昭和40年建設省告示第3197号、昭和42年建設省告示第1046号、昭和42年建設省告示第2979号、昭和44年建設省告示第1363号、昭和44年栃木県告示第722号、昭和45年栃木県告示第226号、昭和45年栃木県告示第748号、昭和47年栃木県告示第639号、昭和48年栃木県告示第532号、昭和49年栃木県告示第436号、昭和56年栃木県告示第395号、昭和57年栃木県告示第1228号、昭和57年栃木県告示第1203号、昭和59年栃木県告示第568号、昭和60年栃木県告示第677号、昭和62年栃木県告示第420号、昭和63年栃木県告示第748号、平成元年栃木県告示第805号、平成2年栃木県告示第638号、平成3年栃木県告示第208号、平成6年栃木県告示第808号、平成7年栃木県告示第202号、平成8年栃木県告示第206号、平成10年栃木県告示第127号、平成10年栃木県告示第502号、平成12年栃木県告示第121号、平成12年栃木県告示第681号、平成13年栃木県告示第489号、平成13年栃木県告示第122号、平成13年栃木県告示第679号、平成15年栃木県告示第424号、平成16年栃木県告示第88号、平成16年栃木県告示第219号、平成18年栃木県告示第292号、平成19年栃木県告示第305号、平成21年栃木県告示第169号、平成25年栃木県告示第156号、平成28年栃木県告示第640号及び平成29年栃木県告示第159号の事業地から栃木県宇都宮市芦沼町、石井町、今宮2丁目、インターパーク6丁目、川田町、清原工業団地、清原台6丁目、駒生町、下岡本町、下河原1丁目、下栗町、下小倉町、宝井町、竹林町、鶴田町、戸祭町、中里町、中岡本町、西川田町、宮原3丁目、茂原町、屋板町並びにゆいの杜1丁目及び8丁目地内を除きすべてを使用の部分とする。

栃木県告示第169号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和51年栃木県告示第75号矢板都市計画下水道事業矢板市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定より告示する。

平成31（2019）年3月29日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 施行者の名称
矢板市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
矢板都市計画下水道事業矢板市公共下水道
- 3 事業施行期間

(危機管理課)

栃木県訓令第十号

本 庁

栃木県統計調査調整規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県統計調査調整規程の一部を改正する訓令

栃木県統計調査調整規程（平成二十一年栃木県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間における第二条第一項の規定の適用については、同項中「室長」とあるのは、「室長並びに栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則（平成三十一年栃木県規則第十一号）第四条に規定する課長」とする。</p>	<p>① 略</p> <p>附 則</p>

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(統計課)

合 同 訓 令

- 栃 木 県
- 栃木県公営企業
- 栃木県教育委員会
- 栃木県人事委員会
- 栃木県監査委員
- 栃木県労働委員会
- 栃木県議 会
- 栃木県警察本部

訓令第二号

- 知 事 部 局 本 庁
- 知 事 部 局 出 先 機 関
- 企 業 局
- 教 育 委 員 会 事 務 局
- 人 事 委 員 会 事 務 局
- 監 査 委 員 会 事 務 局
- 労 働 委 員 会 事 務 局
- 議 会 事 務 局
- 警 察 本 部

栃木県広聴及び広報事務運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃 木 県 知 事 福 田 富 一
栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫
栃木県人事委員会委員長 五 家 正

栃木県代表監査委員 平野博章
 栃木県労働委員会会長 白井裕己
 栃木県議会議長 五十嵐清
 栃木県警察本部長 原田義久

栃木県広聴及び広報事務運営規程の一部を改正する訓令

栃木県広聴及び広報事務運営規程（昭和五十年栃木県・栃木県教育委員会・栃木県人事委員会・栃木県監査委員・栃木県地方労働委員会・栃木県議会・栃木県警察本部訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間における第四条から第六条までの規定の適用については、第四条第一項中「各部長」とあるのは「各部長（国体・障害者スポーツ大会局長を含む。以下同じ。）」と、第五条第一項第一号中「定める部」とあるのは「定める部及び国体・障害者スポーツ大会局」と、第六条第一項中「各部（総合政策部）」とあるのは「各部（総合政策部及び国体・障害者スポーツ大会局）」と同項中「三 警察本部 県民広報相談課広報管理官」とあるのは「三 国体・障害者スポーツ大会局 警察本部 県民広報相談課」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>① 略</p>

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(広報課)

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第一号

栃木県企業局行政財産使用料規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局行政財産使用料規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局行政財産使用料規程（昭和四十二年栃木県電気事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>別表（第4条関係） 栃木県企業局行政財産使用料算定基準</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>使用区分</th> <th>使用料算定方法 (年額)</th> </tr> </table>	種類	使用区分	使用料算定方法 (年額)	<p>別表（第4条関係） 栃木県企業局行政財産使用料算定基準</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>使用区分</th> <th>使用料算定方法 (年額)</th> </tr> </table>	種類	使用区分	使用料算定方法 (年額)
種類	使用区分	使用料算定方法 (年額)					
種類	使用区分	使用料算定方法 (年額)					

略			
建	建物を全部使用させる場合		$\left\{ \left(\text{評価額} \times \frac{7}{100} \right. \right.$ $\left. \left(\text{営利を主とする場$ $\text{合は} \frac{8}{100} \right) \right\} + \text{当該}$ 建物に係る県有資産 所在市町村交付金相 当額 + 当該建物の敷 地に係る土地使用料 相当額（当該建物の 敷地が借地の場合 は、借地料に相当す る額） $\} \times \frac{110}{100}$
	物	建物の一部を使用させる場合	自動販売機の設置 使用面積（㎡）× 20,000円× $\frac{110}{100}$
		略	略
略			

備考 1 略
 2 使用許可に係る期間が1月に満たない場合における土地の使用料は、この表により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

略			
建	建物を全部使用させる場合		$\left\{ \left(\text{評価額} \times \frac{7}{100} \right. \right.$ $\left. \left(\text{営利を主とする場$ $\text{合は} \frac{8}{100} \right) \right\} + \text{当該}$ 建物に係る県有資産 所在市町村交付金相 当額 + 当該建物の敷 地に係る土地使用料 相当額（当該建物の 敷地が借地の場合 は、借地料に相当す る額） $\} \times \frac{108}{100}$
	物	建物の一部を使用させる場合	自動販売機の設置 使用面積（㎡）× 20,000円× $\frac{108}{100}$
		略	略
略			

備考 1 略
 2 使用許可に係る期間が1月に満たない場合における土地の使用料は、この表により算出して得た額に100分の108を乗じて得た額とする。

附 則

- この管理規程は、平成三十一年十月一日から施行する。
- この管理規程の施行前に許可を受けて栃木県企業局行政財産を使用する者の当該使用に係る使用料については、なお従前の例による。

栃木県公営企業管理規程第二号

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和三十一年栃木県電気事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第三条の二 略	(深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第三条の二 略

2・3 略

4 前三項の規定は、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者の権限を行う知事が別に定める者（以下「配偶者等」という。）で、負傷、疾病、老齢等により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をする職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第二条第一項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。第四項を除き、以下同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日午前五時までの時間をいう。以下同じ。）において常態として当該子の養育をすることができるものとして管理者の権限を行う知事が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、第二項中「三歳に満たない子のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「業務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者の介護」と読み替えるものとする。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第六条 略

2 略

3 管理者の権限を行う知事は、次に掲げる職員（管理者の権限を行う知事が別に定める職員及び次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが業務の運営に支障がないと認める場合には、前項及び第二条第五項の規定にかかわらず、管理者の権限を行う知事が別に定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として管理者の権限を行う知事が別に定める期間ごとの期間につき第二条第一項から第四項までに規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができ

- 一 子の養育又は配偶者等の介護をする職員であつて、管理者の権限を行う知事が別に定めるもの
- 二 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある

2・3 略

4 前三項の規定は、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者の権限を行う知事が別に定める者で、負傷、疾病、老齢等により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をする職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第二条第一項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。第四項を除き、以下同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日午前五時までの時間をいう。以下同じ。）において常態として当該子の養育をすることができるものとして管理者の権限を行う知事が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、第二項中「三歳に満たない子のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「業務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者の介護」と読み替えるものとする。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第六条 略

2 略

職員として管理者の権限を行う知事が別に定めるもの

4| 管理者の権限を行う知事は、宿直員その他業務のため特別の形態によつて勤務する必要のある職員については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間を割り振る日を別に定めることができる。

5| 管理者の権限を行う知事は、前項の規定により週休日及び勤務時間を割り振る日を定める場合には、四週間ごとの期間につき八日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等にあつては八日以上で週休日）を設け、かつ、勤務日（第二項から前項までの規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）が引き続き十二日を超えないようにしなければならない。

（週休日の振替等）

第七条 管理者の権限を行う知事は、職員に前条第一項又は第四項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務日のうち勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする四週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする八週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「週休日の振替」という。）又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「四時間の勤務時間の割振り変更」という。）ができる。

2 管理者の権限を行う知事は、週休日の振替又は四時間の勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行う場合には、週休日の振替等を行つた後において、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、前条第二項から第四項まで又は前項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

3 略

（超勤代休時間）

第七条の二 管理者の権限を行う知事は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（第六条第一項及び第四項並びに第七条第一項の規定に基づく週休日における勤

3| 管理者の権限を行う知事は、宿直員その他業務のため特別の形態によつて勤務する必要のある職員については、前二項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間を割り振る日を別に定めることができる。

4| 管理者の権限を行う知事は、前項の規定により週休日及び勤務時間を割り振る日を定める場合には、四週間ごとの期間につき八日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等にあつては八日以上で週休日）を設け、かつ、勤務日（前二項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）が引き続き十二日を超えないようにしなければならない。

（週休日の振替等）

第七条 管理者の権限を行う知事は、職員に前条第一項又は第三項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務日のうち勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする四週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする八週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「週休日の振替」という。）又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「四時間の勤務時間の割振り変更」という。）ができる。

2 管理者の権限を行う知事は、週休日の振替又は四時間の勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行う場合には、週休日の振替等を行つた後において、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、前条第二項若しくは第三項又は前項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

3 略

（超勤代休時間）

第七条の二 管理者の権限を行う知事は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（第六条第一項及び第三項並びに第七条第一項の規定に基づく週休日における勤

務のうち管理者の権限を行う知事が別に定めるものを除く。)の時間が一月について六十時間を超えた職員に対して、管理者の権限を行う知事が別に定めるところにより、当該職員に対して支給する超過勤務手当のうち六十時間を超えて勤務した全時間に係る超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「超勤代休時間」という。)として、管理者の権限を行う知事が別に定める期間内にある勤務日等(第九条第一項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 略

務のうち管理者の権限を行う知事が別に定めるものを除く。)の時間が一月について六十時間を超えた職員に対して、管理者の権限を行う知事が別に定めるところにより、当該職員に対して支給する超過勤務手当のうち六十時間を超えて勤務した全時間に係る超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「超勤代休時間」という。)として、管理者の権限を行う知事が別に定める期間内にある勤務日等(第九条第一項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 略

附 則

この管理規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県公営企業訓令第 一 号

本 庁
発 電 管 理 事 務 所
水 道 事 務 所

栃木県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

栃木県企業局職員安全衛生管理規程(昭和六十一年栃木県公営企業訓令第 一 二 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(産業医等)</p> <p>第十三条 略</p> <p>2 産業医は、<u>医師</u>である者で規則第十四条第二項各号に掲げるもののうちから管理者の権限を行う知事が選任する。</p> <p>3 略</p> <p>4 産業医は、前項各号に掲げる事項について総括安全衛生管理者若しくは安全衛生管理者に対してあらかじめこれらの者の意見を求めた上で勧告し、又は衛生管理者若しくは安全管理者に対して指導若しくは助言をすることができる。</p> <p>5 総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者は、産業医から前項の規定による勧告を受けたときは、<u>当該勧告の内容等について、別に定めるところにより、遅滞なく、安全衛生委員会(第十五条に規定する安全衛生委員会をいう。次項及び第八項において同じ。)</u>に報告しなければならない。</p> <p>6 産業医は、<u>安全衛生委員会に対して職員の健康を確保する観点から必要な調査審議を求め</u>ることができる。</p>	<p>(産業医等)</p> <p>第十三条 略</p> <p>2 産業医は、<u>医者</u>である者で規則第十四条第二項各号に掲げるもののうちから管理者の権限を行う知事が選任する。</p> <p>3 略</p> <p>4 産業医は、前項各号に掲げる事項について総括安全衛生管理者若しくは安全衛生管理者に対して<u>勧告</u>し、又は衛生管理者若しくは安全管理者に対して指導若しくは助言をすることができる。</p> <p>5 総括安全衛生管理者<u>及び</u>安全衛生管理者は、産業医から前項の規定による勧告を受けたときは、<u>これを尊重し</u> <u>なければならない。</u></p>

7| 略
 8| 総括安全衛生管理者は、産業医が辞任したとき
 又は産業医の解任があつたときは、遅滞なく、そ
 の旨及びその理由を安全衛生委員会に報告しなけ
 ればならない。

第三十八条 略

(疲労蓄積職員等の報告)

第三十八条の二 安全衛生管理者は、長時間の勤務
 により疲労の蓄積が見られる職員その他健康上の
 不安を有している職員があると認めるときは、別
 に定めるところにより、総括安全衛生管理者に報
 告しなければならない。

(疲労蓄積職員等に対する措置)

第三十八条の三 総括安全衛生管理者は、前条の報
 告を受けたときは、別に定めるところにより、産
 業医による面接指導等必要な措置を講じなければ
 ならない。

6| 略

第三十八条 略

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経営企画課)